

国際ビジネスコミュニケーション学会会則

昭和47年11月25日改正	昭和49年10月12日改正	昭和50年10月17日改正	2020年10月11日改正
昭和53年10月13日改正	昭和55年10月15日改正	昭和58年11月12日改正	
昭和60年11月16日改正	昭和62年10月24日改正	昭和63年10月15日改正	
平成3年10月26日改正	平成4年10月24日改正	平成6年10月22日改正	
1998年10月10日改正	2000年10月14日改正	2002年10月26日改正	
2003年10月18日改正	2004年10月2日改正	2005年10月15日改正	
2007年10月20日改正	2009年10月17日改正	2012年10月13日改正	

第1章 名称、目的および事業

第1条 本会は国際ビジネスコミュニケーション学会(Japan Business Communication Association)と称する。

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 国際取引および国際経営におけるコミュニケーションの研究
2. 会員相互および内外の関係学会または団体との知識の交換および親睦

第3条 前条の目的を達成するために本会は次の事業を行う。

1. 毎年1回の大会および臨時の会合における研究発表および意見の交換等
2. 研究年報その他出版物の刊行
3. その他本会の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員

第4条 ① 本会は正会員、院生会員、名誉会員、賛助会員、法人会員をもって構成する。

② 正会員は、原則として大学その他の研究機関または企業などに所属し、本会の目的と活動に賛同する者

にして、理事会の承認を得た者とする。

③ 院生会員は、大学院に在籍する者などで、本会の目的と活動に賛同する者にして、理事会の承認を得た者とする。

④ 名誉会員は、本会の目的に対する功績顕著な本会の会員またはその他の者にして、別に定める内規に従って理事会の承認を得た者とする。

⑤ 賛助会員は、本会の目的に賛同し本会に助力する用意のある者にして、理事会の承認を得た者とする。

⑥ 法人会員は、本会の目的と活動に賛同する法人にして、理事会の承認を得た法人とする。

第5条 入会および退会の手続は別に定める内規に従う。

- 第6条① 正会員は、8,000円の年会費を本会に納付しなければならない。
- ② 院生会員は、4,000円の年会費を本会に納付しなければならない。
- ③ 名誉会員は会費の納入を要しない。
- ④ 賛助会員は、法人の場合には、48,000円以上を、個人の場合には、16,000円以上を、それぞれ会費として、毎年本会に納付しなければならない。
- ⑤ 法人会員は、学会への参加人数枠1名につき20,000円の年会費を本会に納付しなければならない。

第3章 顧問

第7条 本会の事業に関連ある教育界、実業界の有力者を顧問とすることができる。

第4章 役員

第8条① 本会に次の役員をおく。

1. 理事長1名
 2. 理事15名以内
 3. 常任理事4名
 4. 監事2名
 5. 相談役若干名
- ② 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- ③ 理事長事故あるときは、常任理事のうち理事会によって選出された1名がこれを代行する。
- ④ 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- ⑤ 常任理事は常時会務の執行にあたる。
- ⑥ 監事は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- ⑦ 相談役は理事長の諮問に応じ助言を与える。

第9条① 理事長は理事の中より互選するものとする。

- ② 理事および監事は別に定める方法により会員中より選出するものとする。
- ③ 常任理事は理事中より互選するものとする。
- ④ 相談役については別に定める。

第10条 相談役以外の役員の任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、連続して6年を超えることはできない。

- 第11条① 理事会は理事長がこれを招集し、議長となる。ただし、理事総数の1/2以上の請求があるときは、理事長はただちに理事会を招集しなければならない。
- ② 理事長は理事総数の1/2以上の請求があるときは、その請求を次回の理事会に付議しなければならない。

第12条 理事会の議決はすべて理事総数の1/2 以上の賛成による。

第5章 総会

第13条 総会は本会の最高議決機関であり、年1回これを開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第14条① 総会は理事長がこれを招集し、議長となる。

② 理事長に事故あるときは、理事のうち、理事会によって選出された1名がこれを代行する。

第15条① 総会は次のことを行う。

1. 決算と事業報告および承認
 2. 事業計画の審議と予算の承認
 3. 会則の改正ならびに細則および内規の制定、改正または廃止
 4. 会員の入会および退会の報告
 5. 役員の選出
 6. その他の必要事項の審議および決定
- ② 名誉会員、院生会員、賛助会員は総会の議決および役員選挙に参加することができない。
- ③ 理事長は会員総数の1/5 以上の署名による請求があるときは、その請求を次回の総会に付議しなければならない。
- ④ 法人会員は、学会への参加人数枠と同数の総会の議決権、役員選挙の投票権を持つ。ただし、選挙を含む記名投票の際には、法人名を明記することとする。
- ⑤ 法人会員は、役員選挙についての被選挙権は有しない。

第16条 総会は会員総数の1/3 の出席をもって成立する。

第17条 総会の議決は出席会員の過半数の賛成を必要とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、重要事項については出席会員の2/3 以上の賛成をもって議決するものとする。

第6章 委員

第18条① 本会に次の委員をおく。

1. 常任委員若干名
 2. 臨時委員若干名
- ② 常任委員は企画委員、研究年報委員、庶務会計委員、国内渉外委員、国際渉外委員および広報委員とし、理事会の会務執行を常時補佐する。
- ③ 企画委員は会務の依頼事項に関する立案をするほかは本会の発展に資する諸企画を行い、これを理事会に提案する。

- ④ 研究年報委員は別に定める内規に従って研究年報に関する業務を行う。
- ⑤ 庶務会計委員は本会の会計および会務全般を担当する。
- ⑥ 国内涉外委員は国内学術諸団体との涉外業務を担当する。
- ⑦ 国際涉外委員は海外学術諸団体との涉外業務を担当する。
- ⑧ 広報委員は本学会のホームページを維持、管掌し、会内外の広報を担当する。
- ⑨ 臨時委員は特定の事項について特定の期間、理事会の会務執行を補佐する。

第19条① 常任委員は会員中より理事会がこれを委嘱し、その任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続して6年を超えることはできない。

② 臨時委員は会員中より隨時理事会がこれを委嘱する。

第7章 支部

第20条 本会は別に定める細則に従って支部を設立することができる。

第8章 本部

第21条 本会の本部を次におく。

〒195-8585 東京都町田市金井町2160

和光大学経済経営学部 小林猛久研究室

第9章 除籍

第22条 会員で本会の名誉を傷つけ、または会費を滞納し、その他会員の義務を怠った者は総会の議決により除籍することができる。

第10章 会計年度

第23条 本会の会計年度は10月1日より翌年9月30日までとする。

附則

本会則は2020年10月11日よりその効力を生ずる。